



## JICA 環境社会配慮ガイドライン案へのコメント

2003年11月8日 松本 悟

JICA 案と改定委員会の提言は異なる数多く部分がある。中には JICA 案の方が適切に表現されている部分もあるし、単に言いまわしが変わっただけで内容的にはほぼ同じという部分もある。一々細かく比較することはさして意味があるとは思えないが、以下に挙げた点は、数ある差異の中でも、JICA 案が提言を尊重しないことに疑問を持った箇所である。JICA が作った比較表はあまりに端折り過ぎという印象を持った。JICA 案は提言からかなり後退したと言わざるをえない。11月12日の委員会に出席できないので、その箇所について私の意見を明らかにする。JICA には変更の理由について文書で説明を求めたい。

### 1. 3 定義

(1) 提言には「配慮」「現地環境影響評価」「意思決定」の定義が含まれているが、JICA 案では削除されている。

<コメント>

a) 「配慮」には情報公開や協議といった意味が含まれており、この点を明らかにするためにも提言を尊重して頂きたい。

b) 「現地環境影響評価」を JICA 案では単に「環境影響評価」としている。改定委員会では JICA が行う環境社会配慮調査と相手国政府が行う環境影響評価を区別する必要性が議論された。定義の中で、「環境影響評価とは、相手国の環境影響評価制度に基づき事業実施主体が行う環境影響評価をいい、必要な諸手続きを含む」という文を入れることで、混乱を避けることができる。

c) 「意思決定」ということばを JICA 案は一切使っていない。必ずしも固執はしないが、その理由を明示して欲しい。なお、JBIC のガイドラインの議論では、行政不服審査法上での異議申立は行政処分（意思決定）に対するものだという主張がなされた。本ガイドライン案には異議申立について述べられている。もし JBIC と同じ判断をすれば、意思決定＝処分を行わない JICA に異議申立はできなくなる。この点について、JICA の場合の異議申立は、行政不服審査法上の処分主義に基づくものではないということを確認しておきたい。

(2) 「環境社会配慮調査」という用語から JICA という接頭語が落ちた。またこの定義の最初の文にある「環境や地域社会に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施が及ぼす影響については影響が重複して出ており、何を指しているのかわかりにくい。

<コメント>

JICA が責任を持つべき協力事業における環境社会配慮調査を、相手国政府が行う環境社会配慮と区別するためにも、提言で使った「JICA 環境社会配慮調査」という語を踏襲するか、もしくは「環境社会配慮調査」は JICA が実施するものであると明示すべき。また、この調査は「プロジェクト」に対して行われるのであって「事業」ではない。次のように変更してはどうか。「環境社会配慮調査とは、プロジェクトの実施が及ぼすおそれのある環境や地域社会への影響について、JICA が調査、予測、評価を行い……」。

(3) 9では「重要な評価項目」とあるが、提言では「評価項目の範囲」としていた。

<コメント>

スコーピングが検討範囲の絞込みを意味していることを考えると、「評価項目の範囲」とした方が適切だと考える。重要かどうかは調査してみないとわからない。この段階では評価すべき項目の適切な範囲を絞り込むのであって「重要な評価項目」を決定するのではない。

(4) 1 2にある S/W について、提言 p36 で相手国政府及び JICA の実施する項目をはっきりさせることが示されているが、JICA 案には含まれていない。

<コメント>

「相手国政府及び JICA の実施する項目」を付け加える。

#### 1. 4 JICA の責務

(1) 提言 p29 の下から 2 つ目の○に書かれている「相手国と共同して協力事業の環境社会配慮調査を行い、対象プロジェクトにおける適切な環境社会配慮を提示する」という一文が JICA 案に含まれていない。

<コメント>

JICA 環境社会配慮調査の最大の目的は、相手国政府が行う対象プロジェクトの環境社会配慮を支援することであり、この一文を JICA の責務から外すことは理解できない。

#### 1. 5 対象とする協力事業

(1) 「ただし、緊急を要する場合は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ適切に対応する」という一文は提言にはない。

<コメント>

緊急の場合の対応を検討する必要性はどこにあるのか、改定委員会で全く議論されていない。この文が追加された理由を具体的に説明して欲しい。どういうケースを想定しているのか、濫用防止をどうするつもりなのか知りたい。その上でないと、代替案を示せない。本当に必要な措置であれば、場合によっては、カテゴリ分類は例外なく行いカテゴリ A と B については例外を認めないが、カテゴリ C についてはカテゴリ分類後の手続きを簡略化することなどで対応が可能なのかもしれない。少なくとも、カテゴリ A や B の案件を、ガイドラインの対象外にすることは認めるべきではないと考える。

#### 1. 6 相手国政府に求める要件

(1) 1 は提言に含まれていない。また追加されたこの項目は「相手国政府に求める要件」なのか疑問がある。

<コメント>

この項目の意図することを説明して欲しい。提言 p29 の 2 (1) のように「対象プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府であり、JICA は本ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮を支援・確認する」を「1. 4 JICA の責務」の冒頭に挿入するか、もしくは、どうしても「1. 6 相手国政府に求める要件」として書きたいのであれば、1. 6. 1 に「相手国政府はプロジェクトの計画・決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる」と入れる。

(2) 4 で突然「環境影響評価文書」という語が登場する。

<コメント>

提言にあるように、1. 6 の 3 を「現地環境影響評価において作成される各種文書や報告書（以

下、「現地環境影響評価文書」という。) という表現に変更する。

### 1. 7 情報の公開

(1) 1で「協力事業」と書かれている箇所は、提言では「対象プロジェクト」となっている。

<コメント>

情報公開において「協力事業」と「対象プロジェクト」の違いは非常に大きい。JICA 案では協力事業の情報公開の主体が相手国政府になってしまう。改定委員会では、協力事業については JICA が主体的に情報公開を行うという理解だった。提言通り「対象プロジェクト」に戻すべきである。

(2) 2で「協力事業」と書かれている箇所は、提言では「対象プロジェクト」となっている。

<コメント>

「1. 3 定義」によれば「協力事業」は開発調査や無償資金協力のための事前の調査などである。問題は2つ目の協力事業という表現。ここでは「対象プロジェクト」の特性によって方法が異なるのではないかと提言通り「対象プロジェクト」に戻すべきである。

(3) 6で「協力事業に係る環境社会配慮に関する情報」と書かれている箇所は、提言では「協力事業のプロセスにおけるものを含め対象プロジェクトに係る環境社会配慮に関する情報」となっている。

<コメント>

JICA 案と提言とは本質的に異なる。提言が JICA に求めているのは、相手国政府が対象プロジェクトに係る環境社会配慮に関する情報を提供することができるように支援することである。提言通りに戻すべきである。

### 1. 8 ステークホルダーとの協議

(1) 1. 8の4の「少なくとも・・・」と始まる第二文は、提言では「・・・協力事業の最終報告書案作成時の各段階において継続的に協議を行う」となっていた。

<コメント>

下線部が JICA 案には入っていない。作成時を入れないとどの段階かわからない。「継続的に」という語については、改定委員会で何度も議論があった。それぞれの段階で一回限りの協議会を開いておしまいというのではなく、継続的な協議が必要だという意見が強かった。提言を尊重して欲しい。

### 1. 9 環境社会配慮の項目

(1) 1で「環境社会配慮の項目は、・・・のうちから選択する」とあるが、提言では「・・・が含まれる」となっていた。

<コメント>

ここに示していない社会影響もありうるので、「選択する」は狭過ぎる。別紙1の「環境社会配慮の対象範囲」(p17)と同様に、「含まれる」という表現に変えた方がいいと思う。

### 1. 10 審査諮問機関への諮問

(1) この項目は提言 p32 の(6)に相当する。提言では、この機関の目的や何をするのか(諮問される内容)という点を含めているが、JICA 案にはそれがない。

<コメント>

機関の目的として「対象プロジェクト及び協力事業における環境社会配慮の支援・確認に関し、環境社会配慮審査室の審査を助けるため」という文言を入れるべきである。また、機関の役割として「要請段階から関与し、環境社会配慮審査室からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮面での助言を行う」という文章も入れるべきである。

(2) 2で「カテゴリ B 案件については、必要と判断されるものについて」と書かれているが、提言ではカテゴリ A 案件及び B 案件を諮問の対象としている。

<コメント>

「必要と判断されるもの」とは具体的にはどのような場合か明確にして欲しい。

(3) 提言では作業管理委員会との役割分担について言及しているが、JICA 案には含まれていない。

<コメント>

この点をガイドラインに書かなかった判断の根拠を示して欲しい。書かない場合でも、どのように役割分担するのか、JICA の見解を明らかにして欲しい。

#### 1. 11 カテゴリ分類

(1) 6で「事業内容」という語が3回登場するが、提言 (p30 最終段落) では全て「対象プロジェクト」である。

<コメント>

JICA 案では「事業内容」の「事業」が「協力事業」を指しているように読める。ここでは、協力事業が対象とするプロジェクトの内容を指しており、提言通り「対象プロジェクト」とした方が、誤解が生じない。

(2) 6は提言 p30 最終段落を受けているが、提言では複合的・累積的影響をスクリーニングの対象にしているのに、JICA 案では何も触れていない。

<コメント>

改定委員会で、マスタープランのスクリーニング方法を具体的に提示すべきとの指摘を受けて、提言にある「対象プロジェクトが複数のサブプロジェクトで構成される場合は、当該サブプロジェクトの総体（複合的、累積的影響）に対しスクリーニングを行う」という文を入れたことを考えれば、この文を落とすことは理解できない。マスタープランのスクリーニングに対して世界銀行のハンドブックにも盛り込まれている1つの方法であり、提言通り入れるべきである。

#### 1. 12 参照する法令と基準

(1) 3は提言 p31 (4) の2つ目の○に相当している。提言ではガバナンスへの留意を盛り込んでいるが、JICA 案からは削られている。

<コメント>

改定委員会において、「政治的・社会的状況に配慮する」という点をめぐって時間をかけた議論をした。提言にある「環境社会配慮確認においては、JICA は対象プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する」という文言は、そうした議論の産物であり、提言を尊重して欲しい。

#### 1. 14 外務省への提言

(1) 1. 14の2の「国際約束を締結した案件」は提言では「外務省からの実施指示後」となっていた。

<コメント>

「国際約束」の定義が曖昧。開発調査ではS/W締結まで、無償資金協力は基本設計調査まで国際約束はないと改定委員会で明らかにされた。ここで言う国際約束とは具体的にはどの段階を指しているのか説明して欲しい。その上で、「実施指示後」と大きく時期がずれるのはまずい。独立行政法人化後、「実施指示」ということばが使われなくなったと聞かすが、いずれにせよこの項目では外務省が採択を決定した後だという位置付けを変えるべきではない。

(2) この項目は提言ではp34(8)に相当する。このうち、第一段落の「この場合において…」以降と第三段落の「ここで…」以降はJICA案に盛り込まれなかった。

<コメント>

JICA案に盛り込まれなかった2点はともに具体的な例示である。なぜ盛り込まなかったのか説明して欲しい。提言の内容や環境社会配慮が確保できない場合の例示は必要である。ガイドラインに盛り込むと冗長になるというのであれば、本コメントの11頁「その他フォローアップ委員会で議論して欲しい点」(1)同様に、別途付属文書に書き記して欲しい。

#### 1. 15 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

(1) 「…ガイドラインの遵守が確保されるよう努める」とあるが、提言でははっきり「ガイドラインの遵守を確保する」と書いている。

<コメント>

なぜ「努める」なのかわからない。ガイドラインには「遵守する」ことをうたうべきではないか？

(2) JICA案では「ガイドラインの遵守を確保するため」として異議申立しか挙げていないが、提言では異議申立は遵守確保の「一環」(p34)としており、また提言p23の6.3では「ガイドラインの実施状況を監督・評価する仕組み」を整備することも挙げている。

<コメント>

「JICAはガイドラインの遵守を確保する一環として」とした方がいい。その上で、異議申立以外の遵守確保の方法について、別途JICAに説明して欲しい。

(3) 提言では「事業担当部局から独立した組織により」としていたが、JICA案ではそれが削られている。

<コメント>

異議申立機関の詳細は今後早急に議論するとは言え、少なくとも事業担当部局からの独立はガイドラインで明記しておくべきである。JICAは不遵守が問われている事業担当部局に異議申立の対応をさせるつもりなのか？提言を尊重して欲しい。

#### 1. 16 ガイドラインの適用と見直し

(1) 1に「できる限り本ガイドラインの趣旨を踏まえて」とあるが、提言では本ガイドラインを「可能な限り適用して」だった。

<コメント>

趣旨を踏まえるというのはどういうことなのか分からない。噛み砕くと「可能な限り適用して」ということだと考える。

(2) 2で「…開発途上国政府、NGO、…」とあるが、提言では「開発途上国の住民やNGO」だった。

<コメント>

ガイドラインの見直しに開発途上国政府の意見を聞くのであれば、関心を持っている開発途上国の住民やNGOにも意見を聞くべきである。提言通り「…開発途上国政府、開発途上国の住民やNGO」として欲しい。

(3) 2は提言の p34-5 の(10)に相当する。しかし、提言に書かれている運用実態の確認(p35 第一段落)と経験に基づいた運用上の課題や対応策に関する調査研究(p35 第三段落)は JICA 案から削られた。

<コメント>

見直しの際には、運用実態がどうだったかという点と、運用上の課題に関する調査研究は、不可欠である。「包括的な検討」にこうした点が含まれていることを明示すべきである。

## 2. 1 プロジェクトの要請確認段階

(1) 1は提言の p35 の1. ①に相当する。提言は「JICA は、…要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から意思決定し、外務省に提言する」としたが、JICA 案は「JICA は、…要請された案件に関して環境社会配慮について外務省に提言を行う」と下線部を削った。

<コメント>

採択ということばを削ったのはなぜか？他の部分では事業の中止も含めて外務省に提言するという表現をとっているのに、ここではなぜ要請案件の採択の可否という表現を削ったのかわからない。提言を尊重して欲しい。

(2) 3は情報公開に関して「外務省の了解を得た上で」と提言になかった条件をつけている。提言では、公開を案件採択の条件としており(提言 p35 III 1. ②の最終文)、大きく後退した。

<コメント>

外務省が了解しない場合とは具体的はどういうケースなのか分からない。提言通り、公開を案件採択の条件とするべきである。

(3) 3で「国際約束」という曖昧なことばが再び出てきた。

<コメント>

提言にある「外務省が要請を採択し、JICA に実施の指示が来た段階」とした方が、時期が明確である。

(4) 1は提言の p35 の1. ①に相当する。提言では JICA が外務省に提言した内容を公開するとしていたが(p35 1.の最終段落)、JICA 案には盛り込まれなかった。

<コメント>

JICA の提言がどの程度政府の意思決定に反映されているかを明らかにすることは、JICA 自身のアカウンタビリティを高めることでもある。提言を尊重して欲しい。

## 2. 2. 1 事前調査段階

(1) 3において提言にあった「情報公開を行った上でステークホルダーと協議を行い」が盛り込まれなかった。

<コメント>

カテゴリ Aについては、事前調査段階からステークホルダーとの協議は必要であるというのが提言の意図するところである。なぜこれを一步後退させたのか理由を説明して欲しい。

## 2. 2. 3 本格調査段階

(1) 6と7でカテゴリ B 案件について言及がない。この点について提言では A 案件と B 案件を区別していない。

<コメント>

3と横並びで考えると、ここでも B 案件は必要に応じて同様の措置をとることになるのだろう。その場合、「必要に応じて」の具体的な例示は必要である。

(2) 8が初出だが、最終報告書の提出先に、提言では外務省を含んでいたが、JICA 案では相手国政府のみになった。同様の点が他の部分でも見られる。

<コメント>

外務省を外した理由を明らかにして欲しい。合理的理由があれば、特にこだわらない。

## 2. 3. 1 事前調査段階

(1) 3において提言にあった「情報公開を行った上でステークホルダーとの協議を行い」が削られた。

<コメント>

カテゴリ A 案件なのだから、本格調査に進むべきかを適切に判断するため、この時点でも協議を行うべきではないか。この部分を削った理由を明らかにして欲しい。

### 2. 3. 3. 1 カテゴリ A の調査

(1) 4で提言に入っていた「必要性や実施可能性を鑑み戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする」が削られた。

<コメント>

改定委員会で原科共同議長から、個別プロジェクトの F/S レベルの調査からより上位の計画に戻った長野のケースが戦略的環境アセスメントとして紹介された。その趣旨を考えると、提言部分を残した方がいいと思う。

### 2. 3. 3. 2 カテゴリ B の調査

(1) 7について、提言にあった「同案を情報公開するとともにステークホルダーとの協議を行い」が JICA 案には含まれていない。

<コメント>

カテゴリ B についてはステークホルダーとの協議がほとんどない。最終報告書案の段階くらい実施すべきである。

## 2. 4 詳細設計調査

(1) 連携 D/D とそうでない D/D を分けて書いているが、提言では共通の手続きを示した。

<コメント>

これでは連携 D/D の場合のプロセスを全く書かないことになる。確かに要請確認段階は、JBIC が行っているので重複すると思われるが、2. 4. 2. 2以降は、連携 D/D であっても必要な手続きである。具体的には、「2. 4. 1」と「2. 4. 2」をまとめて「2. 4. 1」とし、「2. 4. 2. 1」に「但し連携 D/D の場合はこうした確認は JBIC が行う」と入れればよい。

### 2. 4. 2. 2 事前調査段階

(1) 1は提言 p41 4-2 ①に相当する。提言にあった「有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応等を実施するための」という文言が削られた。

<コメント>

連携 D/D の場合、円借款供与の条件を適切に実施するよう相手国政府に促し、限られた範囲で JICA がそれを支援することが必要である。提言を尊重して欲しい。

(3) 2について、提言では「ステークホルダーとの協議を行う」が含まれていたが、JICA 案では削られた。

<コメント>

少なくともカテゴリ A については協議を明記しておいた方がいい。

(4) この項目は提言の 4-2 (p40-41) に相当するが、「③JICA はカテゴリ分類に基づきスコーピングを行い、その結果に基づく JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を作成する」が JICA 案では抜け落ちている。

<コメント>

単純に書き忘れたのではないかと推察する。提言を尊重して欲しい。

(5) 4について、提言では「JICA 環境社会配慮調査の結果が、対象プロジェクトの計画・実施に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る」と書かれていたが、JICA 案では削られている。

<コメント>

JICA の協力事業の目的、及び D/D という段階を考えれば、この一文は含まれるべきである。

### 2. 4. 2. 3 S/W の署名

(1) 1について、提言 (p41 4-3 ①) では「有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応などを適切に実施するため」が含まれていたが、JICA 案では削られている。

<コメント>

2. 4. 2. 2 (2) でコメントしたのと同じ理由から、提言を尊重して欲しい。

### 2. 4. 2. 4 本格調査

(1) 1について、提言 (p41 4-4 ①) では「融資の条件」が含まれていたが、JICA 案では削

られた。

<コメント>

2. 4. 2. 2 (2) でコメントしたのと同じ理由から、提言を尊重して欲しい。

(3) 5に書かれている「概要版」という公開の限定は、提言には入っていない。

<コメント>

現在も連携 D/D の公開は 3 年後とか、他の開発調査とは異なる運用をされているようだが、理由は何か？入札との関係で言えば、報告書が公開される基本設計調査とどこが違うのか？概要版のみの公開には納得できない。

### 2. 5. 1 カテゴリ A の調査

(1) 3の「環境影響評価が実施されていない場合など、改めて環境影響評価を行う必要がある場合」というのは日本語の文章として「改めて」の使い方がおかしい。提言では改めての後が「環境社会配慮調査」だった。

<コメント>

提言を尊重して欲しい。

(2) 3ではいったん開発調査を行って無償資金協力を回されたものの、その開発調査が不十分だということが事前調査で判明した場合の対応を明示していない。これは提言でも特に言及されていない。しかし、少なくとも本ガイドラインの施行後しばらくは、旧ガイドライン下での開発調査が無償案件として要請される場合が想定されるので、提言にはなかったが、そのための方策を盛り込んでおくことは意味がある。

<コメント>

まず3の読み方としては、本ガイドラインに沿っていない開発調査を「改めて環境社会配慮調査を行う必要がある対象プロジェクト」と捉え、「開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど…外務省に提言する」と考える。その場合、開発調査をもう一度やるのではなく、無償資金協力の枠組みで調査を行う可能性が強いだらう。しかし、無償が行う開発調査並みの環境社会配慮調査については、本ガイドラインでは手続きを定めていない。したがって、その場合でも、開発調査に準じる手続きをとるという文言を盛り込むべきである。「…開発調査等、本ガイドラインの2. 3にしたがった環境社会配慮調査を行うことや協力の中止を含めた対策を外務省に提言する」としてはどうか。

### 2. 5. 2 カテゴリ B の調査

(1) 1の「本ガイドラインを満たす環境影響評価」

<コメント>

カテゴリ B は環境影響評価が必須ではないので、「環境影響評価等」とすべきである。

(1) 2の「改めて環境影響評価を行う必要のない」は、提言では「改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のない」だった。

<コメント>

カテゴリ B は環境影響評価が必須ではないので、提言通り環境社会配慮調査とすべきである。

## 2. 6. 1 カテゴリ A の技術協力プロジェクト

(1) 1～3で「改めて」の次に登場する「環境影響評価」はいずれも提言では JICA 環境社会配慮調査である。

<コメント>

文章の意味を考えると提言通りにした方が明確である。

(2) 6について、提言にあった「環境社会配慮調査で予測されたもの」という表現が削られた。

<コメント>

削除した意味が理解できない。「JICA は…、環境影響評価や JICA 環境社会配慮調査で予測されたものであったか」とすべき。

## 2. 6. 2 カテゴリ B の技術協力プロジェクト

(1) 1と2で「改めて」の次に登場する「環境影響評価」はいずれも提言では JICA 環境社会配慮調査である。

<コメント>

文章の意味を考えると提言通りにした方が明確である。

## 2. 7 フォローアップ

(1) 1について、提言 (p45 7) では現地環境影響評価につなげる趣旨だったが、JICA 案は計画決定に絞っている。

<コメント>

計画決定も重要だが、JICA 支援の目的を考えれば、提言で挙げた現地環境影響評価に反映されるかどうかも欠かせない要素である。以下のように修正を求める。「環境影響評価の審査は、…JICA は、環境社会配慮調査結果を考慮した環境影響評価の実施状況とプロジェクトの計画決定を確認するためにフォローアップを行う」。

(2) 2について、提言 (p45 7 の 2 つ目の○) ではかなり具体的な書き方をしており、JICA 案とは違いが大きい。

<コメント>

住民移転計画、影響緩和策、代替案の検討などに生かされているかどうかという点は極めて重要であり、このくらい具体的に書くべきである。提言を尊重して欲しい。

(3) 2の「環境影響評価」は提言では「JICA 環境社会配慮調査」だった。

<コメント>

文章の意味を考えると提言の方が適切である。

(4) 3の文の並びが提言と違う。

<コメント>

JICA 案では「JICA は必要な場合は…問題の把握に努める」という文構造になっているが、提言では「JICA は問題の把握に努め、必要に応じて…」となっていた。つまり、「必要な場合」がかかる場所が違う。問題の把握に努めることは必ずやるべきであり、提言を尊重して欲しい。

## その他フォローアップ委員会で議論して欲しい点

### (1) 付属文書（JBIC の場合の FAQ に相当するもの）の作成

#### <コメント>

例えば、提言 p15④や表 2 は JICA 案には全く含まれていない。JICA 案の「1. 12 参照する法令と基準」の 3 で書かれている国際基準・条約・宣言等のグッドプラクティスや「1. 13 配慮事項」の 2 で書かれている国際的に確立した人権基準について、具体的な例示がない。また、「必要に応じて」という曖昧な表現がある。さらに提言では具体的に例示した外務省への提言内容も、JICA 案では含まれていない。ガイドラインに書くと冗長になるようなこれらの点については、別途ガイドラインと同様の遵守を求められる付属文書にまとめるのが望ましい。

### (2) 提言 p16 「4. 日本国政府等に求められている取組」をどのようにフォローアップするか？

#### <コメント>

各省から参加している改定委員及びフォローアップ委員の方に、検討状況や対応策について説明をして頂きたい。

### (3) 提言 p21 の「6. 2 JICA の実施体制等」についてどのようにフォローアップするか？

#### <コメント>

JICA から検討状況を説明して頂きたい。

(4) 提言 p25 の「2. JICA の環境社会配慮の基本方針」という項目自体を JICA 案は設けていない。

#### <コメント>

確かに重要事項 2 と 4 及び 5 の最終文については JICA 案に盛り込まれている。しかし、ここに挙げられているような点を、ガイドラインの重要事項として冒頭に列挙することには「重複を避ける」こと以上の意味があると思う。提言のように基本方針を始めに据えて、重要事項を列挙してはどうか。